

十 十 十 十
六 五 四 三

十一

—

用
利
率

払込期日 償還期限

第二期以降の利子

初期利子

平成三十八年五月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年五月十六日
日本銀行の本店又は支店

発行から償還までの期間が九年五ヶ月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複数回の利率。ただしセント、乗じた率が〇・六六を乗じた〇・五百分率は、〇・五百分率が〇・六六を乗じた〇・五百分率と同一である（以下同）。

規定する期日について同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{1}{365} \right]$

毎年五月十五日及び第十三号に当たるとき、支払う（以下同。）。

下、その翌営業日に當たるとき、支払う。ただし、支払期とし、次号及び第十三号において同じ。）。

支払した金額を支払う。ただし、支払期とし、次号及び第十三号に当たるとき、支払う。ただし、支払期とし、次号及び第十三号に当たるとき、支払う（以下同。）。

平成二十八年十一月十五日を支払期とする期日について同じ。）。

算出式により算出される。

（以降の利子の適用利率）

（第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率）

額面金額 × $\frac{1}{2}$

中途換金の取扱い

次式により算出した金額とする。九年五月十五日以後において、平成二十一年五月十五日以後に買取りは、平成二十九年五月十五日から平成二十九年十一月十五日までの間の場合額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二)

平成一十九年十一月十五日以後の場合額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和一十五年法律第七十一条))第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律(平成二十五年法律第三条の規定による改定)第二十一条の四扶

中途換金の特例

第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律(平成二十五年法律第三条の規定による改定)第二十一条の四扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行